

考えられる。

〃6、地検帳記載の社領には、左に示す「吾川郡喜津賀東分地検帳」内谷村の、  
同(東分) 同村(内谷) 池寺領  
一、式反 中 天神領 九月九日田 同 じ(左京進殿御分)  
のように、社領(神仏混淆で寺領)となった由来を、「九月九日田」すなわち神事用として示している。地検帳に明示されない場合も、こうした由来は多く、一種の不輸地として社寺領へと移転して行ったものであろう。

〃7、筆者の幼少年時代、野中兼山開発の延長上にある高岡井が、波介川を高く大きく跨ぐ小野(土佐市用石)の樋台が、壮大なものとして印象付けられた。

〃8、桂井氏のこの研究は、高知県各地の「お神母」の聴込調査をもとにして結論を出したものであるが、昭和十六年(一九四一)という時点から考えて、きわめて優れた論証である。なお同調査に春野町仁ノ神母神社も含まれる。

〃9、「イノコ」信仰については、「綜合日本民俗語彙」に、鳥取県の例として「春の亥子に田に降った神様が、十月亥の日には仕事を終って家に帰られる」とある。田の神の信仰である。

〃10、中世土佐における牛馬耕を語る史料は見付かかっていない。その点地検帳の「ノツコ」は重要である。

〃11、「ツク田ヤシキ」の佃については、「日本歴史大辞典」に「荘園制における佃は、何らかの意味で奴隸制的直接経営の遺制と見られる。その荘園制内部における意義は、農奴制的成長に則応して考えるべきである」とある。

〃12、寺院が直接に農耕を経営した史料はまだ得ていないが、寺領内の屋敷とその住民による直接的経営が多かったと考えられる。

〃13、激動後事態收拾に長宗我部氏が百姓の田地付を行なう。たとえば「吾河郡仲村郷森山地検帳」に、

山ノネヤシキ 同 フナ神二良名  
一、壹反 出七代二歩 フナ神二良名 同 じ(喜津賀)分  
下やしき

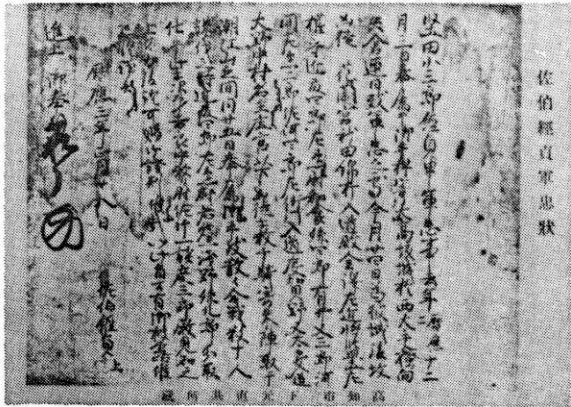
右の「フナ神二良名」は、おそらく伝統的な名ではあるまい。検地の時点で鮎の貢納に対して百姓として田地付されたのであろう。近世にもこうして与えられた田地を「名地」と呼んだ。

## 南北朝期の春野

### 公家方吾川庄

「佐伯文書」 鎌倉初期京六條左女牛若宮八幡の荘園吾川庄となった吾川郡は、その後百五十年間の鎌倉期、杳として歴史の上にその姿を現わさない。もちろんその間にも営々とした人びとの努力は続けられ、春野地方の場合、前述のように吾南平野の開発が進められたものである。こうして歴史の表面から姿を隠していた吾川庄は、土佐における南北朝の対立抗争の絶頂である暦応三年(一三四〇)、突如として公家方として歴史の表面にその姿を現わしてくる。表題の「佐伯文書」である。「佐伯文書」が土佐の史家に注意され、史料集「蠢簡集拾遺」に採録されたのは宝暦二年(一七五二)以前のことであったが、その史料価値は高く、南北朝期における土佐の唯一の根本史料としての評価を現在も受けている。ことに大正十三年(一九二四)「高知県史要」が出版された時、その多くが同書に採録されたのは、現在「拾遺」あるいは「佐伯文書」原本の閲覧のきわめて困難な時、何にもまして有難いことである。以下「佐伯文書」によって吾川庄の南北朝の動きを追うことにするが、その前に、簡単に土佐における南北朝の対立について述べることにしよう。

鎌倉期百五十年間は、公武の妥協の中にその対立が漸次露呈する時代であった。ことに在地における荘園支配を挟んで、地頭対領家の対立は根強く、大勢は次第に地頭の荘園侵略による領家勢力の敗退であった。憤懣やる方ない領家はしばしば幕府に訴えたが、在地支配の実力の前にはほとんど如何ともすることができない情勢であった。吾川庄では、もともと在地に地頭らしいものを発見できなかったもので、あるいはそうした事態はなかった



「佐伯経貞軍忠状」(高知県史要)

かもわからないが、古代末以来の熊野信仰に支えられた長岡郡本山郷(本山町)の吾橋庄が、地頭の侵略に苦しめられた姿は「長徳寺文書」「蓋簡集拾遺」に伝えられ、当時の姿をまさに彷彿させる。

北條高時の失政を好機とした後醍醐天皇の決断は、いわば憤懣やる方ない公家の最後の憤起であったが、事実には、北條氏に不満の武家の力によって達成された公家政権である。建武中興はやがて公武の対立によって暗礁に乗り上げ、武家の不満を結集した足利尊氏によって破れ去り、ついに室町幕府の成立となり、公家政権の夢は空しく雲散霧消する。結局は、在地支配における領家と地頭との力の差であったと言うほかはないであろう。

さて「土佐国蓋簡集」等によれば、足利尊氏は早くも元弘三年(一三三三)五月京六波羅探題攻撃に際して、土佐国の地頭に出兵を求める。これに対して「須留田式部大夫入道心了」は上洛参加する。さらに尊氏は同年六月に、前述源希義由縁の「介良庄」における「甲乙人」の濫妨停止を長宗我部新左衛門、甲斐孫四郎に命じている。これらは武家方総帥となるべき運命を負う尊氏の機宜の処置であり、やがて公武対立―建武中興挫折後における土佐国の向背を早くも示すものである。

同文書によれば、足利尊氏より甲斐孫四郎に宛てた、新田義貞誅罰のための軍忠の命令は、建武二年(一三三三)十一月であった。かくてその翌年の正月の「佐伯文書」に、同文書の主人公佐伯経貞がでてくる。佐伯経貞は一名堅田小三郎経貞とも同文書ではいう。高岡郡津野荘(須崎市)の地頭津野氏の麾下―一部将であった。「佐伯文書」というのはその子孫と伝えられる佐伯杏仙が、この文書を保持していたからである。それはさておき、建武二年(一三三五)より土佐にも公武対立―南北朝の動乱は波及し、翌三年(一三三六)浦戸(高知市)、深淵(野市町)、高岡館(土佐市)、一宮(高知市)、大高坂城(同上)、八幡山東坂本(南国市)、岩村(同上)、大高坂城(高知市)、丸山城(佐川町)、浦内神崎城(須崎市)と各地で戦いが続けられる。互いに勝敗はあったがなお結

着にはいたらなかったであろう。春野地方の場合、浦戸といえは至近である。後の動きから考えて大いに名主層は緊張、あるいは一部これに参加したかもわからない。

建武二年(一三三六)から四年をへた暦応三年(一三四〇)は、土佐における南北朝決戦の年であった。大勢は早くもほとんどこの年の正月決したものである。前年十二月より公家方、武家方双方の兵力はぞくぞくとして大高坂城に集結し、ついに公武の激突となったもので、左に長文であるが「佐伯文書」を紹介しよう。原漢文を書き改めたものである。

堅田小三郎経貞申す軍忠の事、去年(暦応二)十二月三日御手に属し奉り、大高坂城に押寄せ、西大手櫓しやま向い矢倉に於いて連日軍忠を致すの処、今月廿四日城後攻めせられるため、凶徒花園宮、新田綿打入道殿、金沢左近将監、土佐権守、近藤四郎左衛門尉、和食孫四郎、有井又三郎、河間左衛門二郎、佐河四郎左衛門入道、度賀野又太郎入道、大野、中村、名主、官以下、凶徒等数千騎寄来り、潮江山の間に陣取る。同廿五日御手に属し奉り散々合戦致し、数十人誅伐の時、近藤四郎左衛門尉若党浅野孫九郎分取り仕り畢んぬ。此等の次第吉良中務丞、佐竹一族彦三郎殿見知の上は、後証の爲め御証判候哉、此旨を以て御披露有るべく候。恐惶謹言。

暦応三年正月廿八日

佐伯経貞上

進上 御奉行所

右のような文書を軍忠状という。恩賞を期待して戦功を報告したも

